

放課後児童クラブの設備運営基準

項目	区分	国の基準(案)	柏市の基準(案)
放課後児童健全育成事業者の一般原則	参	1 放課後児童健全育成事業における支援は、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行なわれなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	同左
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	参	1 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行なわなければならない。	同左
放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	参	放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	同左
放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等	参	1 放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	同左

項目	区分	国の基準(案)	柏市の基準(案)
設備の基準	参	1 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに支援の提供に必要な設備及び備品等（以下「専用区画等」。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	同左

項 目	区分	国の基準（案）	柏市の基準（案）
職員	従	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない 2 放課後児童支援員は、次の①から⑨のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む）若しくは中等教育学校を卒業した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの ④学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	同左

項 目	区分	国の基準（案）	柏市の基準（案）
員数	従	①放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。 ②放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	同左
支援の単位	参	支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね四十人以下とする。	同左
開所時間	参	放課後児童健全育成事業者は、次の①及び②の区分ごと、それぞれに定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、開所する時間を定める。 ①小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間 ②小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間	同左
開所日数	参	放課後児童健全育成事業者は、1 年につき 2 5 0 日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、開所する日数を定める。	同左
利用者を平等に取り扱う原則	参	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	同左
虐待等の禁止	参	放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	同左

項 目	区分	国の基準（案）	柏市の基準（案）
衛生管理等	参	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	同左
運営規程	参	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、員数及び職務の内容 ウ 開所している日及び時間 エ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 オ 利用定員 カ 通常の事業の実施地域 キ 事業の利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他事業の運営に関する重要事項	同左
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 者 が 備 え る 帳 簿	参	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	同左
秘密保持等	参	1 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	同左

項 目	区分	国の基準（案）	柏市の基準（案）
苦情への対応	参	1 放課後児童健全育成事業者は、事業に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、実施事業に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	同左
保護者との連絡	参	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	同左
関係機関との連携	参	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	同左
事故発生時の対応	参	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	同左

項 目	区分	国の基準（案）	柏市の基準（案）
附則	参	1 施行期日 この省令は，子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。	同左
	従	2 経過措置 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間，第十条第三項の規程の適用については同項中「修了したもの」とあるのは，「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	同左

区分欄の表記

従	従うべき基準
参	参酌すべき基準